JA横浜の現状と課題

横浜農業の現状と自己改革を考える

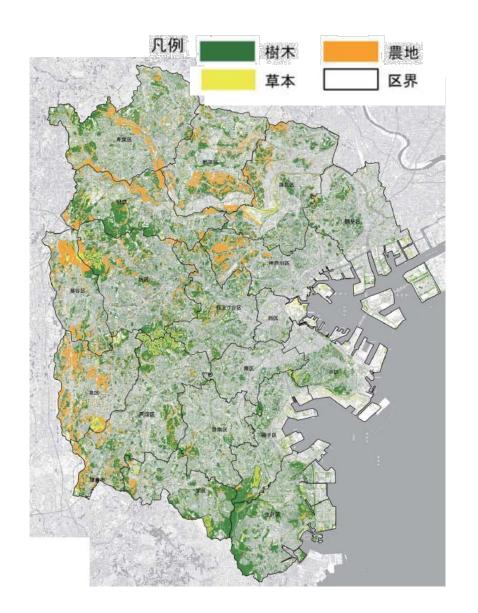
横浜農業の現状

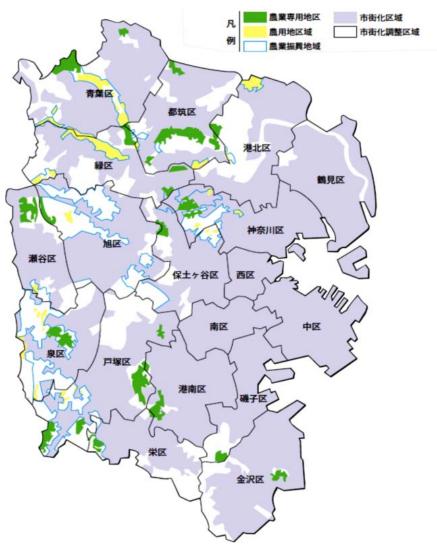
横浜は人口370万人を擁する我が国屈指の大都市。 近代文化発祥の地として「ミナト・ヨコハマ」に代表される都市イメージが強い一方、県内有数の農業基盤を誇り、農業粗生産額は100億円を超える。



はこ な 所

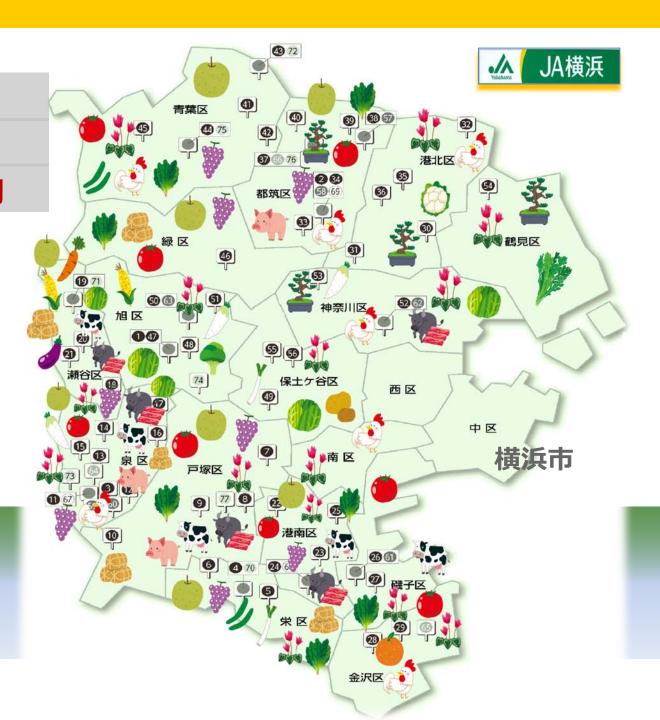
市内の農地





JA横浜管内状況

- 1農家戸数4,202戸
- 2農地面積3,082ha
- ③多種多様な生産物



横浜の農業を見極める

農地面積は神奈川県第1位

都市化が進行する一方で、横浜の中心市街地を囲むように農業振興地域,農業専用地区が展開し、これらの農地を中心に3,000分余の農地が存し、横浜の農業基盤を形成している。

農業のショーウインドー

市街地の拡大にともない、身近な消費を支える都市近郊型農業として発展。野菜を筆頭に、米、果樹、畜産(肉豚・肉牛・鶏卵)、酪農、花卉、緑化木とあらゆる農業形態が発達している。

地産地消のさきがけ

1,000戸の直売農家に代表されるように、古くから市民と直接的に交流する販売が営まれ、横浜の伝統的・特徴的農業が形作られている。今日言われる「地産地消」は、横浜で生まれた農業文化であると自負する。

横浜型農業の確立を目指す・・・

横浜の農業は、あらゆる農業形態を包括しながら、小規模経営においても自立性が保たれており、すべてに担い手としての経営モデルが含まれています。また消費者と生産者が身近にあることから、地産地消の先駆として地域に深く根付いている農業であり、さらに農家直売・共販・一括販売・拠点直売など販売の選択肢も広く、農業の持続力を高めているのが横浜型農業です。

- 1. 大規模経営はもとより小規模経営においても**経営の自立性が** 保たれている(可能にできる)農業である。
- 2. 市民・消費者を明るく元気にする農業である。
- 3. 地産地消の先駆であり、農家直売に代表される市民とのふれ あいを新たな<mark>横浜の文化</mark>としてかたち作った農業である。
- 4. 消費者との接点を拡げ、より近づくことで**農業経営の自在性が 発揮できる**農業である。

JA横浜 地域農業振興計画のテーマ



良き農業が良き地域を創り 農業が地域を守るという発想のもとに

市民と共有する農業

市民と分かち合う農業

市民とともに育てる農業

を目指し・



地域農業振興計画3本の柱

よりよいFood(農業)を創るために

●生產振興対策

Food (農業)と風土(地域)の絆を強めるために

一流通対策

よりよい風土(地域)を創るために

●地域振興対策

生產振興対策

- ◆健全な生産基盤の維持・確保
- -JA横浜アグリサポート事業の展開
- ◆幅広い担い手の確保・育成
 - ・Uターン農業者・女性農業者・新規 就農者等の担い手育成講座
- ◆生産の持続と向上
 - 地域や経営の実態にあった営農の構築

多品目少量栽培

- ◆安全・安心の産地づくり
 - 栽培記帳の完全実施 残留農薬検査
 - •放射性物質自主検査

担い手の定義⇔政府の担い手(認定農業者・農業生産法人)とズレがある。どう対処していくか!

で同づける

流通対策

◆地域自給にこだわる流通体系の整備

- •生産農家なら誰でも参加できる一括販売
- ・JA直営拠点「ハマッ子」直売所の展開
- ・市内量販店と提携した直販事業・インショップの展開



◆地産地消の風土づくり

・JA横浜管内の農家直売の連携を強化する直売ネットワーク

◆地域農畜産物のブランド化













地域振興対策

◆横浜農業のアピール

- ・JAまつり、農業まつり、園芸フェア、 「横浜農業の彩典」などのイベント
- ・各種地域イベントへの参加

▶市民との交流

- •Foodで風土フェア、収穫体験ウォ
 - 一クなどの農業体験交流
- ・地域の消費者、市民団体との交流

◆食農教育・花育

- 食農教育マイスターによる食農教育活動
- -学校給食への地元食材供給(横浜市内すべての小学校)
- ・花壇デザイン画コンテスト、地域花いっぱい運動などの花育活動
- 「クッキングサロン ハマッ子」を活用した食農教育活動







●担い手力の結集と育成

- 農業に参加できる仕組みをつくる 営農技術顧問体制の充実
 - 一括販売/JA横浜拠点直売所
- 積極的に担い手を確保・育成する

新規就農者の集いH15~ 女性農業者講座 H18~ Uターン農業者講座 H19~ 農業塾 H19年~21年



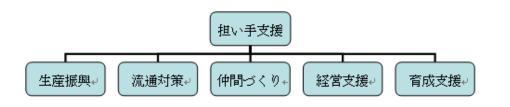




●担い手力の結集と育成

担い手の定義

- (1)農業生産に携わるものは、年齢、性別、経営の大小等にかかわらず、等しく地域農業の担い手として位置づけ、地域の広範な組合員層からの担い手育成を目指します
- (2)横浜という地域の実態に合った経営モデルを創り、対象ごとの特長に応じた支援策を実施します。それぞれの対象が地域で相互に支えあい、レベルアップすることで横浜農業全体の底上げを図るとともに、地域自給にもとづく生産・流通を拡げます(3)担い手の育成にあたっては、JA横浜の関連する総ての事業(営農指導、組織相談、販売、購買、信用、共済)を挙げた取り組みを進めるとともに、JAグループ神奈川および横浜市・神奈川県における農業担い手支援施策との連携を図ります



土壌分析 ・土壌診 断	担い手登録した農家は、土壌分析・診断を無償で実施します。	農業機械 整備点検 費用の一 部助成	担い手登録した農家が所有する農業機械をJA農機整備工場で整備点検した場合、費用の1/4(1台5000円を限度に支出・1農家年間2台まで)を助成します。
残留農薬 分析助成	担い手が自分で生産した農産物の残留農薬検査を全農技術センターで実施する場合に、分析費用の1/4を助成します。 (全農技術センターで実施する分析は野菜・果実91農薬分析で、約140,000円)	県本部 料配送 ンターか らの 4t満 ま ま ま ま	全農神奈川県本部生産資材配送センターからの4t車満載(肥料は混載でも可)による農家直送を行ない、その物流コストを値引きします。 値引き金額は1袋あたり約66円。
養液栽培農家対策	担い手登録した養液栽培農家に養液栽培用肥料を5%値引きします。	営農用燃 料対策	施設園芸加温用燃料の引取り数量に対し、1.5円/リットルの価格対策を実施します。
生産資材 技術現地 研修会へ の助成	生産資材の新技術について、先進地やメーカーでの現地研修会を開催する場合、バス代、資料代、弁当代の一部(1/2)を助成します。40万円/1JAを上限。	グリーン レポート の無償配 布	担い手登録した農家(希望者)に対し、「グリーンレポート」を無償で配布します。

その他

- 〇メルカートの農業電子図書館情報のプリントサービス(無料)
- 〇神奈川県農業アカデミーの奨学金
- 〇環境保全型農業資材購入助成

営農を 完結する 1

潜在生産力の再生と結集をはかる仕組み 一括販売

- ·JA横浜独自の集出荷·販売制度。
- ・取り組み当初は市場出荷が主であったが、その後量販店直販、JA直売の拡充に伴い、市場仕向けは減少。
- ・平成24年度、年間の取扱高は約5億円。うち約95% がJA買い取り。量販店への直販、JA直売に仕向ける。

一括販売のコンセプト

- ●農業生産をする農家は誰でも・・・
- ●生産したものは何でも・・・
- ●いつでも…
- ●たとえ少ない量でも・・・
- ●徹底した規格の簡素化と
- ●商品化で産地表示

出入り自由の仕組み から「ハマッ子」が 生まれた



営農を 完結する 2

横浜農業力結集の拠点・地産地消の拠点 JA横浜「ハマッ子」直売所

- ・平成19年より取り組んだ拠点直売所構想
- 大型直売をもとめず、地域全体をくまなく網羅する
- •JAの遊休施設等を有効利用する

ハマッ子のコンセプト

- ・生産者に身近であること
- •消費者に身近であること
- ・既存の農家直売や直販 仕向け先と併存し相乗効 果を高める

地域自給に基づく 風土形成の核となる



ハマッ子は 現在13店舗 展開している



農協改革により、多くの消費者を抱 えるこの地域では、他県JAの農産 物の販売することも考えなければな らない。このこだわりを捨てる必 要性も考える

風土(地域)に根ざす

●農家直売

農家直売は横浜農業の財産、横浜の伝統文化。

1,000余戸の農家直売が横浜農業の底力を醸し出している。



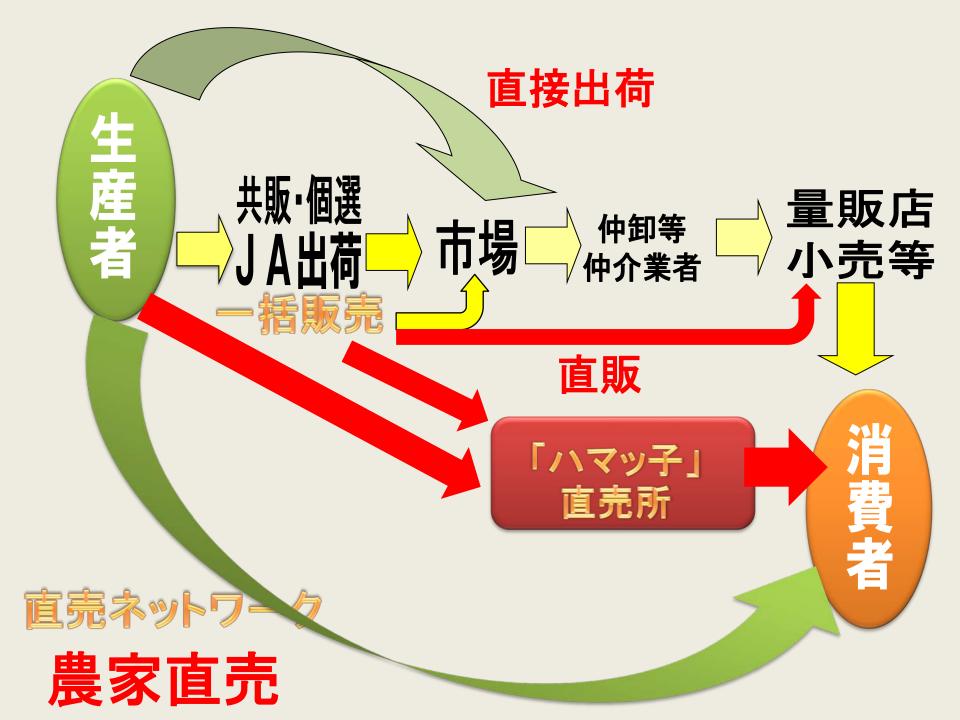


●直販

一括販売の延長線上に位置づけた直販。 量販店と提携したインショップや地場野菜コーナー で、横浜の農業を積極的に表現する。

●学校給食、飲食店とのコラボ、企業との 加工品コラボなど、横浜の農業は無限 に広がっている

20



生活の圏をハマッ子でつつみこむ

直売ネット「ハマッ子」直売所

生産者・生産地とともにある

直販ネット

市街地のなかにある



JA横浜6次産業化推進計画(基本方針)

I.組合員への6次産業化の促進 (P13~14)

「付加価値の高い農業の実現」

組合員が農畜産物の生産にとどまらず、自らまたは連携して加工・販売等を行い、そこから生じる付加価値を農業経営の中に取り込むことで所得向上が図れるよう支援策に取り組みます。

- ・研修会等を通じて、加工への取り組みを啓発する。
- ・加工に取り組む組合員には、JAの各部門が連携して支援する。
- ・総合化事業計画を目指す組合員には、行政や6次産業化プランナー等と連携して支援する。

Ⅱ.企業との連携による6次産業化の促進 (P15~16)

「地域資源を活かしたコーディネート機能の発揮」

地域資源である1次生産の農畜産物を活用し、多様な農業者の知識や情報を集約して、付加価値のある2次加工商品化や、新たな販売チャンネルを開拓する3次産業的販売活動を企画・コーディネート機能を強化します。

- ・組合員と、量販店・ホテル・飲食店等との連携(契約栽培など)を支援する。
- ・農畜産物の品質・安全性など、産地横浜の魅力を発信し、消費者への訴求力を高める。
- ・インショップ、直販ネットなど、大消費地の中での農業という強みを活かした販売戦略を展開する。
- ・地元食品企業等との連携による商品開発・原料供給などにより、新たな市場開拓を図る。

Ⅲ. J A 横浜による6次産業化の検討 (P17)

「アグリサポート事業との連動による加工事業への展開」

アグリサポート事業でのJAによる農地管理の一環として加工品原材料となる作物を生産するなど、JA横浜が取り組む6次産業化をアグリサポート事業と連動させることにより、協同の力による新たな地域農業の形態を創造します。

- ・アグリサポート事業と連動し、遊休農地での作物栽培→JAで加工・商品化→JA直売所での販売という構想 に沿った対策を実践する。
- ・ハマッ子直売所での加工品を販売し、直売力の魅力を高め、売上増加に繋げる。

基

本

方

金

地域農業振興計画の最重要課題

横浜の農業を 地域ぐるべ 守り抜く

JA横浜アグリサポート事業の取り組み

行き詰まる地域農業の実態

組合員営農実態調査(H19年実施)で明らかになったこと

- ◆農業従事者の高齢化等による担い手の減少
- ◆これに伴う不耕作農地の拡大



◆遊休化、荒廃化の進行 不耕作地面積が132ha余りに及ぶ

●耕作しない(できない)理由は?

耕作できない理由	回答数
作り手がいない	338
耕作不適地である	175
採算がとれない	129

耕作できない理由	回答数
転用予定	68
その他	217

深刻な地域 農業の実態が 浮き彫りになる

平成22年度 重点プロジェクトで対策を協議

アグリサポート事業の構築

アグリサポート事業の基本方針

●農業経営を持続する営農サポート

高齢化等の担い手不足により農業経営に困難をきたしている農家や、困難が 予測される農家の**経営持続力を高める**ため、農業経営をサポートする施策 を講じ、**農家の経営自立を促進する**ことで、農地の未利用化、遊休化の未然 防止につとめ、地域農業基盤の安定化をはかる。

営農ヘルパー制度

援農ボランティアの育成

●抜本的な遊休・荒廃農地対策

耕作不能が余儀なくされる農地は、農地の流動化促進を基本としつつ、JAを核とした具体的な農地管理体制を確立し、健全な農地の維持・管理につとめる。

農地の貸借や売買

市民農園などの利用

農地管理体制の確立

●事業推進体制の整備

事業の目的を達成するため農地相談窓口を設置し、推進体制を整える。

アグリサポートデスク

農地等に関する相談内容 アグリサポートデスク

相談内容	件数	
●農地を貸したい・売りたい	73件	
●農地を借りたい・買いたい	41件	
●人手が欲しい	8件	
●農地管理・農作業受委託相談	8件	
●市民農園に関する相談	11件	184#
●相続・契約に関する相談	7件	10414
●農地の法令・制度に関する相談	11件	
●JAの組合員になりたい	11件	平成23年2月
●農業に参入したい	2件	平成26年3月
●その他	12件	

営農ヘルパー制度の取り組み

- 平成24年4月より活動開始
- •農家間における農業機械による営農支援(助け合い)を基本とする
- トラクターによる耕うんなど、農業機械による農作業受委託を実施
- ・営農ヘルパー登録農家は25名
- ■横浜市みどりアップ事業の補助を受け、JA横浜がトラクタ一等の農業機械を取得
- ・JA横浜で保有する農業機械の リース事業の取り組みを開始

・作業受託依頼件数は 徐々に増加

営農ヘルパー制度のほか、荒廃 農地の原状回復委託作業実施



援農ボランティアの育成

- ・人手不足に悩む農家のサポートや、将来におけるJAを核とした 農地管理を担う人的資源を確保する
- ・平成24年度から「農業体験講座」を実施。講座を通して人材を確保・養成し、農業サポーター(新たな担い手)として位置づける

JA横浜の准組合員に人材を求める

准組合員を担い手と した新しい協同活動 をかたちづくる

期待する活動

- ・農家の人手不足を補う農作業支援
- 不耕作農地、遊休農地の回復活動
- ・JAを核とした農地管理における援助
- ・その他



遊休農地 荒廃農地

抜本対策に向けて

●JA横浜アグリサポートデスクによる対応

- ・農地に関する相談、営農相談は農家個々の事情に応じたきめ細かな対応 を要する
- ・農地の制度や税制問題を十分に理解したうえで、個別に農地の管理プラン を提案する



- ·行政と連携し、貸したい農家から借り たい農家へ、農地の流動化を促進
- ・市民農園などの提案により 農地の有 効利用をはかる

それでも不耕作地は増えていく

健全な農地の維持は喫緊の課題!



農地をめぐる動きの是非

- ・企業の農業参入 (直接営農や市民農園経営)
- ・個人の新規参入
- ・農家同志や一般市民との相対による農地の貸借

背景には農 地法改正と 担い手不足等 による耕作困難 農地の増加 行政が介在 するが 多くの 場合JAとは 没交渉

直売所 の利用等 JAIこ一定 の関心 優良農 地を取捨 選択

置き去りにされる 不耕作地も・・・

地域農業の担い手構造が歪む

地域農業の崩壊を招く

JAによる農地管理の必然性

営農ヘルパー、援農ボランティアの育成、JA独自の農業機械の保有など、一定の条件を整備し、抜本的な遊休農地、荒廃農地対策として、JAを核とした農地管理の仕組みづくりに取り組む。

生産振興対策、流通対策、地域振興対策に取り組むとともに、生産基盤に資するJA横浜アグリサポート事業を実践し、横浜型農業の活力を高める。

- 1. 生産振興対策
- (1)健全な生産基盤を維持・確保し、荒廃農地等の解消をすすめます。
 - JA横浜アグリサポートデスクによる営農相談対応の強化
 - ・営農ヘルパー制度・援農ボランティア制度・農業機械貸出
 - 農地管理施策の検討
 - ・農業の6次産業化・大規模災害発生時における支援
- (2)幅広い地域農業の担い手の確保・育成をすすめます。
 - ・各種担い手講座の開催・女性農業後継者への支援(ネットワーク作り)
 - ・JAグループ神奈川および行政による担い手支援策の活用・部門間連携による担い手に対する各種支援策の実施

- (3)経営実態に応じた営農指導の強化と特徴ある産地づくりをすすめます。
 - ・営農技術顧問による指導と園芸相談員および関係機関との連携による細やかな営農指導の実施
 - 「営農情報」による栽培技術情報、病害虫防除、環境保全型資材等の最新情報の提供
 - ・生産履歴記帳支援システムの有効活用による安心・安全対策の徹底・農薬の 適正使用と農薬事故発生防止等への意識高揚
 - ・GAP(農業生産工程管理)の要素を取り入れた安全対策の研究・農畜産物ブランドの管理体制の確立
- (4)地域の特徴を活かした新しい農業をデザインします。
 - 農業振興推進大会、地域農業振興計画推進委員会の定例開催
- (5)地域ぐるみで助け合う地域協同化・農作業支援等に取り組みます。
 - ·「はま農楽」による農作業支援の拡大·援農ボランティアの育成および制度の運用

- (6)都市農業を守るために農政活動を展開します。
 - ・農林施策・予算等について具体的要望の取りまとめ・都市農業の理解促進に向けた議員等との情報交換の実施・JAグループとの連携強化による農政運動の展開

2. 流通対策

- (1)農産物をJAへ結集し「地産地消」にこだわった流通をすすめます。
 - ・共販の有利性を活かした横浜産農産物の販売力強化と受託販売の充実・特徴 ある産地づくりに向けた生産者への優良品種の紹介
 - ・利用者ニーズに合った品の提案・情報活用(生産・販売情報の収集・分析等)による品目別販売力の強化
 - ・市場との連携による買付(値決め)販売の拡大・取引先の多様化するニーズに 対応できる体制づくりと有利販売の実施
 - ・植木セリ市、盆栽セリ市の活性化および花卉販売の強化支援
 - 「ハマッ子」直売所を活かした、畜産物消費拡大キャンペーンの展開
 - ・各地区担当者(各出荷組合担当者)による出荷者への定期的な訪問活動
- (2)地産地消は「顔が見える」こと。地域や生産者をアピールしよう。
 - ・多くの消費者に横浜産農産物を手にできる場の提供と、横浜産農産物を利用したオリジナル加工品の企画販売

平成27年度 JA横浜の農業施策 地域農業振興計画アクションプログラム

- (3) 直売ネット・直販ネットで地域自給に基づく流通を確立します。
 - イベントおよび各種メディアの戦略的活用による集客力向上 協同組合間協同(JAいわて花巻および県下特産物)による地域特産品の取り扱い 「ハマッ子」直売所オリジナルギフトの商品化
 - ・出荷者を対象とした全体交流会の実施(店舗毎の実績検討会、情報交換会の 実施)
 - ・「ハマッ子」直売所における生産者組織のあり方ならびに運営方法等について の

研究

- 「ハマッ子」直売所みなみ店およびメルカートみなみの新設
- 新たに「ハマッ子」直売所四季菜館を加えた積極的な店舗展開

平成27年度 JA横浜の農業施策 地域農業振興計画アクションプログラム

- 3. 地域振興対策
- (1)積極的にメッセージを発信し「横浜の顔」として農業をアピールします。 食農教育の推進
 - ・食農教育マイスターを中心とした食農教育の展開 学校給食食材一斉供給のあり方の検討・食農教育の質的向上・親子を対象とした農業 体験ツアーの実施・地域ニーズへ対応した食育活動の支援
 - •食の検定試験
 - ・バケツ稲セット・稲苗の取りまとめ

地産地消の推進

- ・JAよい食(地産地消)宣言に基づいた「みんなのよい食プロジェクト」の継続的実施
- ・支店を拠り所とした地域対策事業と連携した地産地消運動の展開(「Foodで風土 フェ

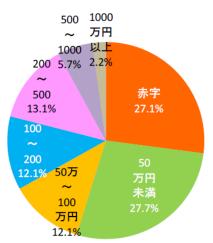
ア」の開催)

- ・作目別部会との連携による横浜型農業の市民へのPRと理解促進をはかるイベント の検討に向けた体制づくり
- ・産学(企業・大学等)連携による地域農業応援ネットワークの推進

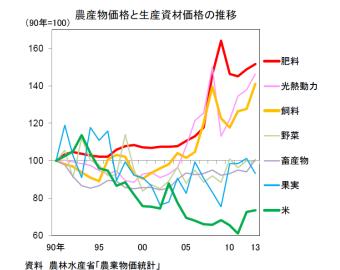
自己改革を考える(農協改革)

日本の農業の実態(所得に焦点)

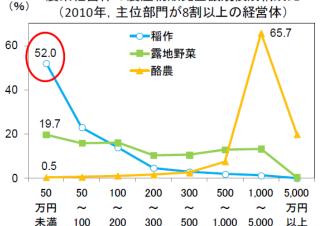




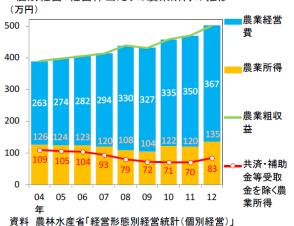
資料 農林水産省「農業経営統計調査」



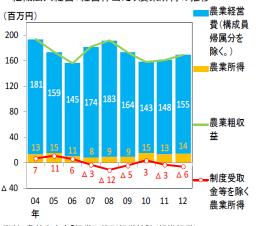
農業経営体の農産物販売金額規模別構成比



個別経営1経営体当たりの農業所得の推移



組織法人経営1経営体当たり農業所得の推移



資料 農林水産省「経営形態別経営統計(組織経営)」

平成26年3月 参議院議員ヒアリング時に説明した内容

JA横浜の運営の特徴

- 1. 大都市、横浜の中で総合農協として各種の協同組合事業を展開しています。地域を背景に、貯金・貸出金の事業量など多くなっていますが、特に総合農協として、都市農業の振興や協同組合活動に力を入れており、併せて地域とのかかわりについても、伝統文化や経緯などを最も良く知る地元組織として、また組合員が地域の核となって、様々な地域活動を展開しています。
- 2. 農協運営の柱として、「農」「組織」「経営」を重要視し、三位一体となった健全経 営を目指しています。
- 3. 農業面では、著しい都市化進行により、収用等で農地を失う現実が多くあり、やむを得ず生活維持のために資産運用する兼業農家が多くなっています。
- 4. 関連して、残った農地は点在するなど効率性が低く、また来住着の苦情など厳しい農業環境を強いられますが、消費者である市民約370万人が身近にいることを味方にして、生産者自身による販路の開拓を含めて、それぞれ工夫した活力ある横浜型農業を展開しています。

平成26年3月 参議院議員ヒアリング時に説明した内容

JA横浜の運営の特徴

- 5. 一方、県や市行政による農業施策や環境保全施策を見ると、以前に比べて体制 等が縮小されてきており、その分をJAが補っている現状もあります。
- 6. JAの基本である協同組合活動については、地域の代表とJA関連組織の代表など、支店単位に構成される「支店運営委員会」を基幹組織として位置付け、毎月定例開催して必要な協議・報告を行い、この結果を各組合員に伝わる仕組みを講じています。特に近年、JAへの女性参画を推進しており成果をあげています。
- 7. 都市化が進むJAでは、組合員はもとより利用者や地域から、また行政や自治体、 更には学校を通じての食農教育など、各種の事業対応を含めて幅広い対応を求 められており、総合農協としてこれらに対応できていることが、地域における農協 の存在意義や評価をいただいているものと考えます。
- 8. なお、当地域では事業利用者の知識や専門性が非常に高くなっています。ついては人材が重要な経営資源になることから、職員教育に力を入れ、必要な資格を取得して利用者の満足度向上に努めています。

(1)有利販売・買取りへの対応

- ・有利販売については、キャベツ等の共販を行っているが、市場価格に左右されてしまっており、ブランド力がない分、新たな有利販売策は難しい問題である。新鮮、安全、安心を前面に出すことを前提とすると直販を中心に考えざるを得ない状況である。方法としては、当JA独自の一括販売方式(買取)があり、市内13か所の直営直売所を利用し充実させていくこと。セブン&Iグループの店舗でインョップを展開しており拡大していくことなど。(現在、イトーヨーカ堂3店舗一店舗1.5坪程度年間5000万円強)
- ※横浜市の農業粗生産額は約100億円と言われている。現在買取り販売額が5~6億円で推移しており、政府の言う買取り販売の強化では、市場価格より高い買取価格に設定する必要がある。

(2)生産資材の有利調達など

- 系統外仕入れも行っているが、仕入毎に安い業者を決めていた場合、原材料不足で調達できないリスクや農薬や肥料で作物被害出た場合を考えると、多少高くても全農と取引したほうが安全であるというのが部門の考え。
- JA間で注文をまとめて、仕入れ価格の低減ができないか。
- •農協改革論議の中で、全農改革は沈静化しているが、いずれは表面化する。全農・JAに、資材価格の低減をいかにしたかが問われる。(総合監督指針に記載され、常例検査の対象に?)
- ・購買のビジネスモデル自体を考える必要がある。(生活の廃止)
- 【例】総合JAとして経営できれば、経済事業の生産購買でなく、営農指導事業の一環として行うなど。(指導購買?)
- ※公認会計士協会 JAの経済事業は非営利事業

(3)営農指導関係

★担い手の定義のずれを修正

認定農業者と当JAの担い手定義である農業生産に携わる者は、 専業、兼業、経営規模の大小にこだわらず、女性でも、高齢者で も、均しく地域農業の担い手と位置づける。

•JA横浜アグリサポート事業

農作業受委託事業や営農ボランティアの育成により、組合員の生産業務を直接 支援し、農業経営の持続力を高める。同時に、農業経営の縮小、リタイヤを余儀なくされる農業者には、賃貸借などの農地維持管理策を提案する。

・6次産業化プラン

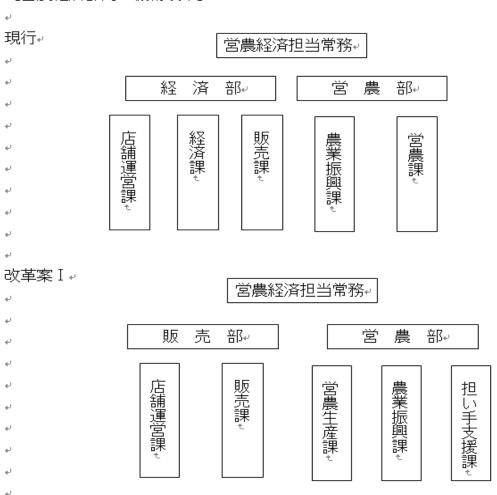
上記の施策を総動員し、横浜の地域資源を活かし、地域内自給に特化した6次産業化プランを提起、農業所得増大に向けた取組みを進める。

(4)その他

- ・営農指導や販売事業等については、合併以来、改革や新規事業に取り組 んでおり、今回の農協改革の目的を十分精査したえで自己改革プランに盛り込んでいく。
- ・部門別損益の収支均衡に向けた取組を強化していく。現在まで担当部門に任せていたが、いよいよ管理部門も入り検討していく。特に生活購買(廃止)及び人員が問題となる予定。

【営農経済部門の機構改革】↓

ı



●経済課主管であった購買事業のうち、生産購買を指導購買として営農生産課で実施する。生活購買事業は店舗運営課で行う。生活購買は縮小√

経営管理委員会(認定農業者の過半)、理事会(認定 農業者及び販売・経営のプロの過半)への対応検討

- ★平成31年4月1日以後最初に召集される通常総会の終了時まで は適用しない)
 - ・現在非常勤理事の選出区域として30区域あり、40名の理事が選任されている。今回の改正で、各地域の代表であるという観念が無く、各地区の組合員の代表として理事を選任することができなくなった場合31年6月の改選に向け、大きな課題である。
 - ・改正される農林水産省令や監督指針の内容を見守るしかない状況であるが、準備は進めたい。認定農業者等が過半となった場合のリスクを考えると、法的根拠はないが、現在の理事選出区域の代表者を選出願い、地区代表者会議等を設定し、JA運営を検証するなどの策を検討したい。
- ※JAには認定農業者が253名、農業経営士47名(認定農業者と重複除く)が300名おり、うち6名の認定農業者が理事職ではとなっている。

信用事業の代理店化への考え方

- •今回の農協法改正では、信用共済事業を営むJAの組織転換が認められていないことから、代理店となった場合、当然、経営していくことは困難であり、総合JAとして生き残っていく方策を考えていく。
- ・今後の課題 貯金だけでなく信用事業全部譲渡 代理店手数料の水準 営農・経済部門の資金調達(管理会計の導入)
- ※噂では、この5年間の中で、地銀の再編の方向性がはっきりした時点で、金融庁と農水省がJAの信用事業について今後の方向性を検討すると聞いている。

公認会計士監査(平成31年9月から移行)への対応

・基本的にはJA監査機構が設立する監査法人となると思うが、JA独自の会計基準について監査証明が出されるかが問題であり、今年度、監査法人トーマツと顧問契約を締結した。減損会計を始めとしてJA会計処理の内容を精査していく。

固定資産減損会計、課税所得の見積もり、部門別損益等

•今後の課題

監査報酬(農水省は現在各JAが負担している賦課金の範囲内を想定しているのではないか)

業務監査をどうするか

准組合員の利用規制への対応・考え方

- 施行から5年間実態調査を実施 何を基準に実態調査を行い、准組合員利用について検討するのか 不明確であり、5年間の准組合員対策が無駄になる可能性がある。
- 当JAの死活問題であり、利用規制されないことを願う。当JAとしてできることを実施していく。農業と准組合員をどう結び付けるかが課題

准組合員を都市農業の振興や農業所得増大の応援者として位置付け、准組合員自身にも理解してもらう方策を実施していきたいと考えている。(できれば、今回も意見があったが、准組合員から何故利用規制するのかといったことが出てほしい。)

※農協改革の話が出ていない2年前から、准組合員の営農ボラン ティア育成を行っている。

今後の対応

理事による

「JA横浜農協改革対応PT」の設置について

目的

- (1)今般の農協法改正は、従前の姿勢を本質的に変える内容が含まれるなど、JAにとって今までにない大きな課題が提起されている。 残念ながらJAの実態とかけ離れている部分があるものの、今後、 法律に沿った取り組みが求められることになる。
- (2)一方、この機会にJA自らも自己検証し、取り組むべき課題等を整理して対応する必要があり、特に農業分野等については、組合員からも前向き・意欲的な対応を求められてくる。
- (3)農協改革関連事項については、理事会の重要な審議事項になるが、その前段として効率的・集中的に検討することを目的に、理事の代表からなる委員により「JA横浜農協改革対応PT」を設置する。

JA横浜農協改革対応PT構成

理事会専門部会(6部会)委員長6名 農業委員会会長·農業生産法人代表者·認定 農業者·農業経営士·女性理事·青壮年部 上場企業管理職経験者

計18名

第1回目 農家所得の向上に向けた自己改革

都市農業振興法が制定されたものの

- •実効性があるか疑問
 - 罰則規定がない。義務規定は、第九条で政府は、都市農業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。食料・農業・農村基本計画との関係はどうなるのか
- ・農地税制への言及
 - この法律の関係省庁は、農林水産省・国土交通省となっている。財務省(国税)・総務省(地方税)との関係

農協の目指すべきあり方の考え方

合併後、実施しきた事業の方向性は間違っていないと考えている。現行の施策に、農協改革対応を加味していくこととなる。

そして、「地域農業協同組合」として生き残ること しか道は無いと考えているが、農協法改正案に は「地域」という言葉は無いのが現実